No.13　東大寺戒壇院前道路から東大寺戒壇堂への眺望

類型		Ⅲ：見通し型眺望景観
視点場		東大寺戒壇院前道路
視対象		戒壇院
眺望空間	近景	塀、樹木
	中景	戒壇院
	遠景	（空）

目に見える景観の特性		戒壇院の背後に映りこむ建物もなく、広大な空の広がりのもとに、瓦を載せた白色の土壁や庭木の連なりが軸線をつくり出し、アイストップとなる戒壇院を象徴的に望むことができる。	守るための視点：視対象の前景及び背景は、史跡東大寺旧境内として保存が図られており、戒壇院戒壇堂は県文化財に指定され、保護されている。従って、新たな保全施策は求められない。しかし、白壁などの歴史的要素の適切な修理・修復ならびに樹木等の適切な管理を進めること、都市公園施設の整備等の際は、高さ・規模・形態・意匠などに十分に配慮すること、道路標識や案内板等の道路施設の設置等に際しては、眺望景観に配慮することが求められる。 （施策の方向性）C－1，C－2，D－1，E－1
心で感じる景観の特性	歴史的背景	**東大寺戒壇堂**　天平勝宝６年（754）、聖武上皇は光明皇太后らとともに唐から渡来した鑑真から戒を授かり、翌年、日本初の正式な授戒の場として戒壇院を建立した。戒壇堂・講堂・僧坊・廻廊などを備えていたが、江戸時代までに３度火災で焼失し、戒壇堂と千手堂だけが復興された。	
	民俗文化・生活文化 文学・芸術作品 説話・伝承	**東大寺戒壇堂**　和辻哲郎は大正６年（1917）５月に戒壇院を訪れており、著書「古寺巡礼」では、以下のように記している。現在はきれいに掃き清められているが、当時の状況を思い浮かべることができる。 「堂の中に入って歩み入ると、まづそのガランとした陰鬱な空間の感じについで、ひどいほこりだという嘆声をつい洩らしたくなる。…このガランとした壇上の四隅に埃にまみれて四天王が立っている。」	整えるための視点：視界に電線類が映り込むため、電線類が眺望景観を阻害しないよう電線類の美装化等が求められる。 （施策の方向性）H－1
	眺望景観の構成要素の関係	—	
情報としての景観の特性	名所案内記絵図等	**東大寺**　「大和国細見図」（享保20年（1735））、「大和名所図会巻ノ一」（寛政３年（1791））、「いんばんや絵図」（明治３～15年（1870～1882））、「奈良名勝案内図」（大正14年（1925））など、近世以来多くの名所案内記で紹介されている。	活かすための視点：公募により推薦された眺望景観であり、多くの人に知られている。しかし、視点場としての整備は十分でないため、歩行者の安全性の確保等と併せた視点場としての整備が求められる。 （施策の方向性）K－1
	インベントリー	**東大寺**　世界遺産として多くの人々に知られており、南都七大寺のひとつでもある。また、奈良は、「わたしの旅100選」や「日本遺産・百選」「新日本観光地百選」などに選定されており、東大寺はその多くで構成要素のひとつとしてあげられる。	

法 的 位 置 付 け

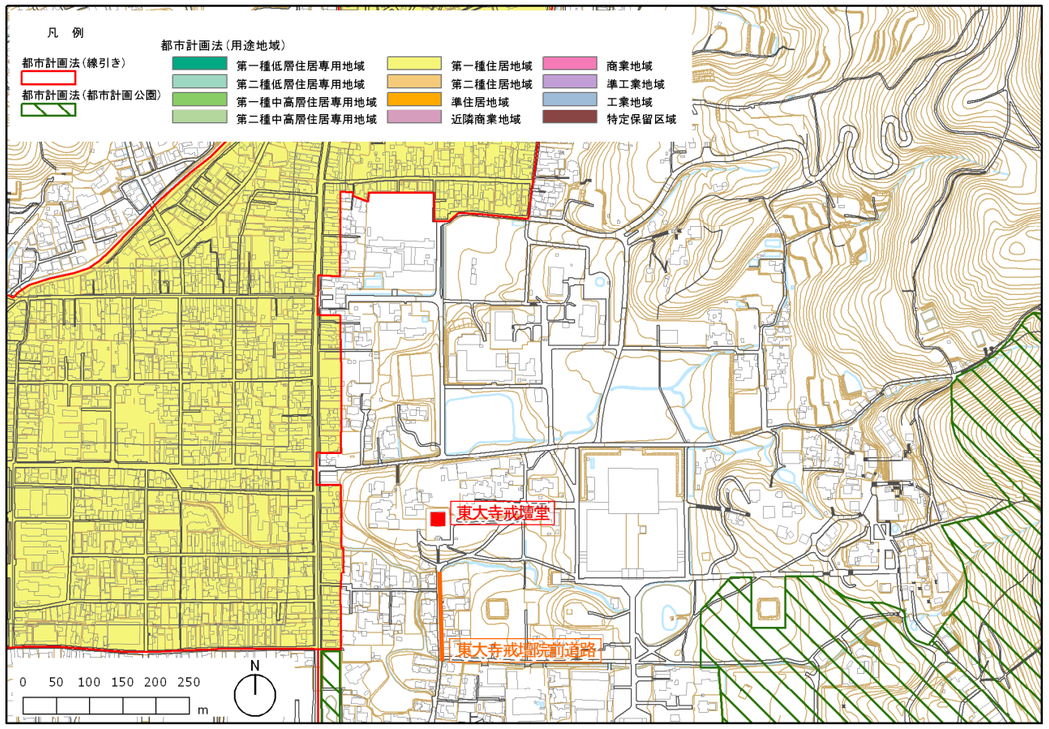
凡　例
都市計画法（線引き）
都市計画法（都市計画公園）
都市計画法（用途地域）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
特定保留区域
東大寺戒壇堂
東大寺戒壇院前道路
0 50 100 150 200 250
m
N

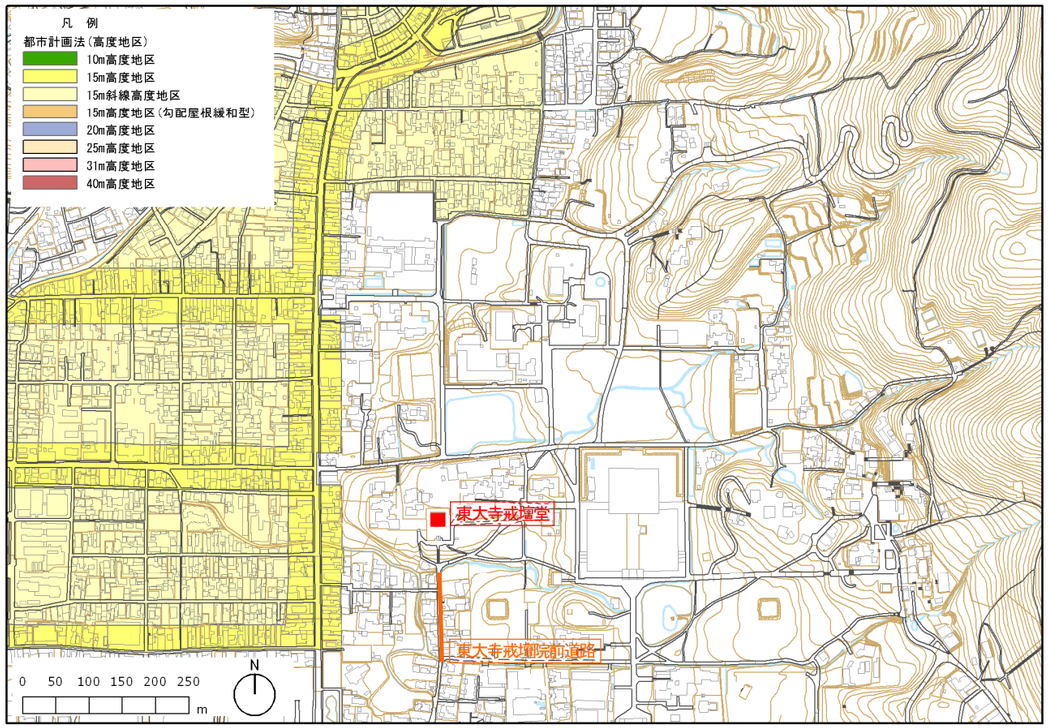
凡　例
都市計画法（高度地区）
10m高度地区
15m高度地区
15m斜線高度地区
15m高度地区（勾配屋根緩和型）
20m高度地区
25m高度地区
31m高度地区
40m高度地区
東大寺戒壇堂
東大寺戒壇院前道路
0 50 100 150 200 250
m
N

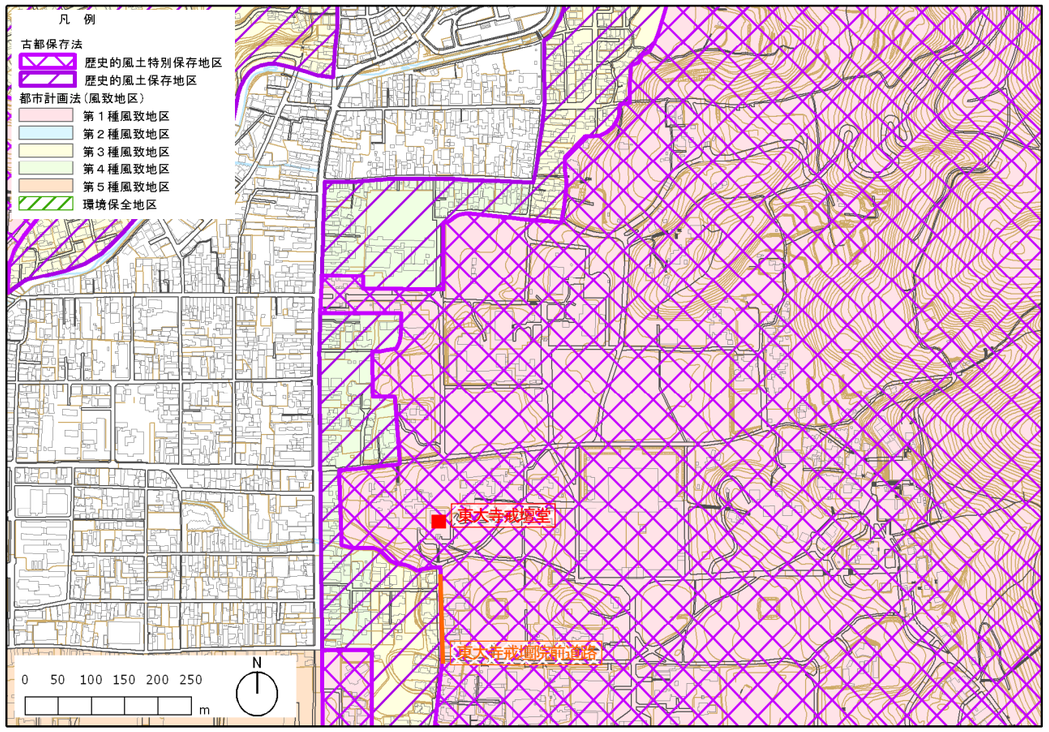
凡　例
古都保存法
歴史的風土特別保存地区
歴史的風土保存地区
都市計画法（風致地区）
第１種風致地区
第２種風致地区
第３種風致地区
第４種風致地区
第５種風致地区
環境保全地区
東大寺戒壇堂
東大寺戒壇院前道路
0 50 100 150 200 250
m
N

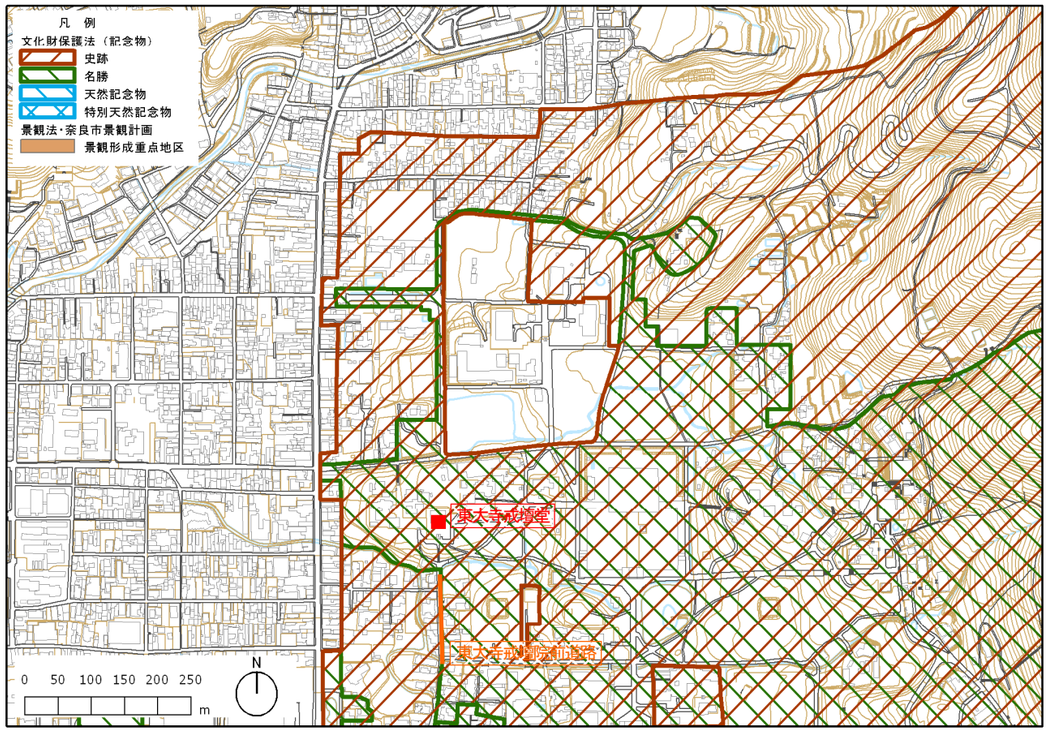
凡　例
文化財保護法（記念物）
史跡
名勝
天然記念物
特別天然記念物
景観法・奈良市景観計画
景観形成重点地区
東大寺戒壇堂
東大寺戒壇院前道路
0 50 100 150 200 250
m
N

No.14　春日野園地及び浮雲園地から若草山、東大寺大仏殿・南大門への眺望

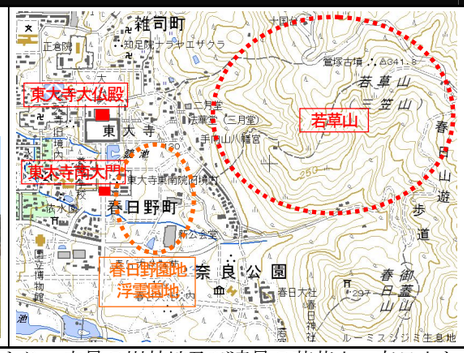

類型		Ⅱ：広がり型眺望景観
視点場		春日野園地、浮雲園地
視対象		若草山、東大寺大仏殿、東大寺南大門
眺望空間	近景	芝、樹林、（鹿）
	中景	樹林、東大寺大仏殿、東大寺南大門
	遠景	若草山

目に見える景観の特性		春日野園地から若草山を望む眺望では、園地整備された緩傾斜地形の芝地により、中景の樹林地及び遠景の若草山、春日山との一体的な自然豊かな広がりのある景観となっている。東大寺境内を望む眺望では、近景の芝地の広がりがパノラマ景をつくりだし、その先に東大寺境内の樹林が広がる。帯状に広がる樹林の上に東大寺大仏殿及び南大門の大屋根が突出しており、自然と歴史文化遺産が一体となった景観となっている。 浮雲園地から若草山、春日山を望む眺望では、中景に若草山山麓の樹林と県公会堂の大屋根が連なり、近景の芝地には緩やかな曲線を描く園路が通っており、豊かな自然と園地整備による近代技術とが融合した景観となっている。 帯状に広がる樹林の下層では、ディアーラインにより、遠くまで見通せる奈良固有の眺めが形成されている。
心で感じる景観の特性	歴史的背景	**春日野園地**　春日野一体は、かつては民地であったため、草地が広がり、周囲には民家が建ち並んでいた。その後、春日野運動場・グラウンドとして整備され、現在は、春日野一体は、春日野グラウンドの撤去や園地整備により、前面が緩傾斜地形の芝地として整備されている。 **東大寺大仏殿**　正式には東大寺金堂という。奈良時代の大仏殿は、治承４年（1180）の平重衡などの南都焼討によって焼失している。建久６年（1195）の再建時の落慶法要には源頼朝なども列席した。永禄10年（1567）の三好・松永の戦いによって再度焼失したが、公慶上人の尽力や徳川綱吉の寄進などにより、宝永６年（1709）に落慶した。これが現在の大仏殿であり、現在でも世界最大級の木造建築である。 **若草山**　山容が菅笠の形をし、3 つの嶺が重なったようにみえることから、通俗的に「三笠山」とも呼ばれてきた。若草山の名は「伊勢物語」で在原業平が「むさし野はけふはな焼きそ若草のつまもこもれり我もこもれり」と歌ったことに由来するとも言われている。東大寺山堺四至図によると、元々は樹木の茂った山であったことがわかる。山頂には前方後円墳である史跡鶯塚古墳があり、鶯山とも呼ばれる。
	民俗文化・生活文化 文学・芸術作品 説話・伝承	**春日野園地・浮雲園地**　広大な草原、マツやアセビなどの多くの木々、池や小川や湿地を交えた園地であり、変化に富んだ豊かな自然環境が多くの生物の良好な生活環境となっている。わが国有数の虫の声を聞く場ともなっている。 **東大寺大仏殿**　「平家物語」では、治承４年（1181）の平重衡などの南都焼討によって東大寺大仏殿が焼失した様子が描かれており、東大寺大仏殿のわが国の歴史のなかでの重要性を物語る。 「大仏殿の二階の上には千余人のぼりあがり、敵の続くをのぼせじと、橋をばひいてけり。猛火はまさしうおしかけたり。おめきさけぶ声、焦熱・大焦熱・無間阿毘の炎の底の罪人も、これにはすぎじとぞみえし」 また、和辻哲郎は「古寺巡礼」のなかで以下のように記している。 「大仏殿の屋根は空と同じ蒼い色で、ただこころもち錆がある。それが朧ろに、空に融け入るように、ふうわりと浮かんでいる。その両端の鴟尾のほのかに、実にほのかに、淡い金色を放っているのが、拝みたいほどありがたく感じられた。」 **若草山**　毎年１月に、「若草山の山焼き」が行なわれる。若草山の山焼きの起源には、若草山山頂にある鶯塚古墳の鎮魂のためという説や若草山を年内もしくは翌年の１月頃までに焼かなければ不祥事が起こると考えられていたためという説、東大寺と興福寺との領地争いがもとであるという説、春の芽生えをよくするための原始的な野焼きの遺風を伝えたものであるという説などの諸説がある。 春季になると一帯では谷間に鶯の鳴く声が聞こえたことから以下の歌が歌われている。 「今もなほ　妻やこもれる　春日野の　若草山に　うぐひすの鳴く」（中務卿親王「夫木抄」） 「すたつとも　みゑぬものから　鶯の　山のいろいろ　ふみも見るかな」（「宇津保物語」）
	眺望景観の構成要素の関係	**樹林と鹿**　鹿が下層植生や下枝を食べるためにできるディアーラインにより、樹林の下層において、遠くまで見通すことができ、鹿との共生の歴史や樹林の広がり・奥行きを感じることができる。
情報としての景観の特性	名所案内記絵図等	**東大寺**　「大和国細見図」（享保20年（1735））、「大和名所図会巻ノ一」（寛政３年（1791））、「いんばんや絵図」（明治３～15年（1870～1882））、「奈良名勝案内図」（大正14年（1925））など、近世以来多くの名所案内記で紹介されている。 **若草山**　「大和名所図会巻ノ一」（寛政３年（1791））、「奈良名所東山一覧之図」（幕末頃）、「いんばんや絵図」（明治３～15年（1870～1882））、「奈良名所細見図」（明治24年（1891））など、近世以来多くの名所案内記で紹介されている。
	インベントリー	**春日野園地・浮雲園地・若草山**　奈良公園は、「日本の歴史公園100選」「日本の都市公園100選」に選定されている。 **東大寺**　世界遺産として多くの人々に知られており、南都七大寺のひとつでもある。また、奈良は、「わたしの旅100選」や「日本遺産・百選」「新日本観光地百選」などに選定されており、東大寺はその多くで構成要素のひとつとしてあげられる。 **若草山の山焼き**　「人と自然が織りなす日本の風景百選」に選定されている。

守るための視点	視対象となる若草山や前景の樹林等は、歴史的風土特別保存地区、第一種風致地区、名勝奈良公園、史跡東大寺旧境内等として保存が図られている。また、東大寺大仏殿・南大門は国宝に指定され、保護されている。従って、新たな保全施策は求められない。ただし、視対象への眺望の前景に映りこむ高さ・規模の都市公園施設の建設は行わないこと、また、都市公園施設の整備等の際は、形態・意匠等への配慮が求められる。 若草山のノシバやディアーラインの保全、周辺の山林の適切な管理が求められる。 **（施策の方向性）E－３**
整えるための視点	眺望景観を阻害しているものはみられないため、特段の再生施策は求められない。 **（施策の方向性）―**
活かすための視点	観光客アンケートであげられた眺望景観であるとともに、「名勝奈良公園保存管理・活用計画」においても位置づけられた眺望景観であり、多くの人に知られている。視点場は奈良公園区域内であり、多くの人が自由に、また安全に眺望景観を享受できる場となっており、特段の整備は求められない。 **（施策の方向性）―**

法　的　位　置　付　け

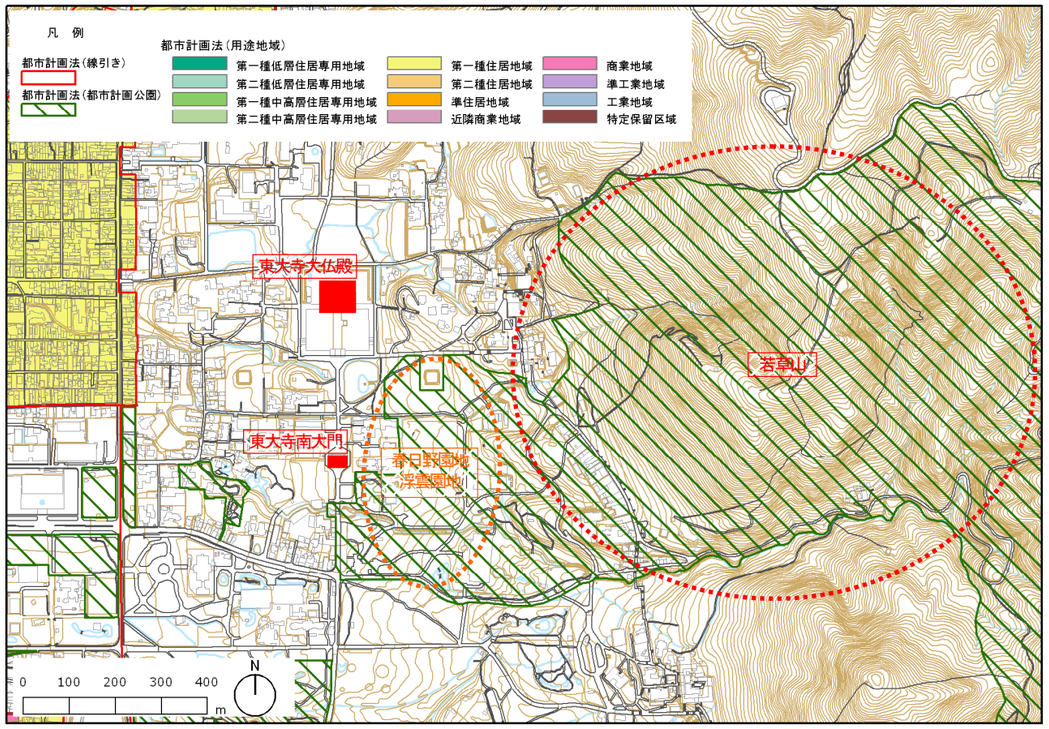
凡　例
都市計画法（線引き）
都市計画法（都市計画公園）
都市計画法（用途地域）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
特定保留区域
東大寺大仏殿
東大寺南大門
春日野園地
浮雲園地
若草山
0 100 200 300 400 m
N

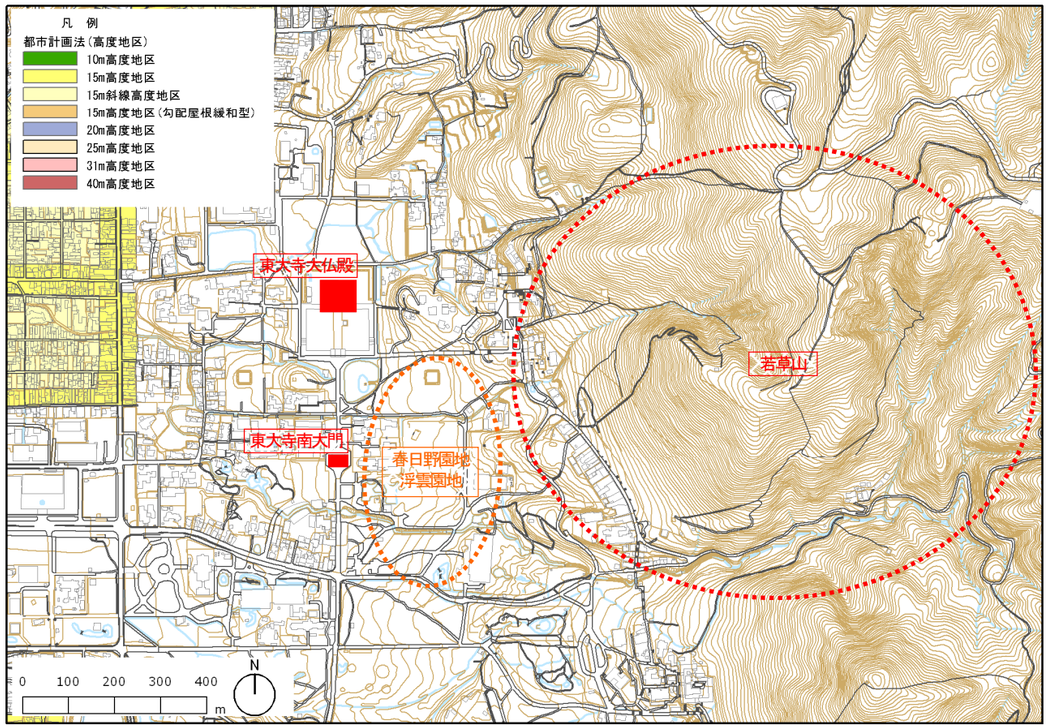
凡　例
都市計画法（高度地区）
10m高度地区
15m高度地区
15m斜線高度地区
15m高度地区（勾配屋根緩和型）
20m高度地区
25m高度地区
31m高度地区
40m高度地区
東大寺大仏殿
東大寺南大門
春日野園地
浮雲園地
若草山
0 100 200 300 400 m
N

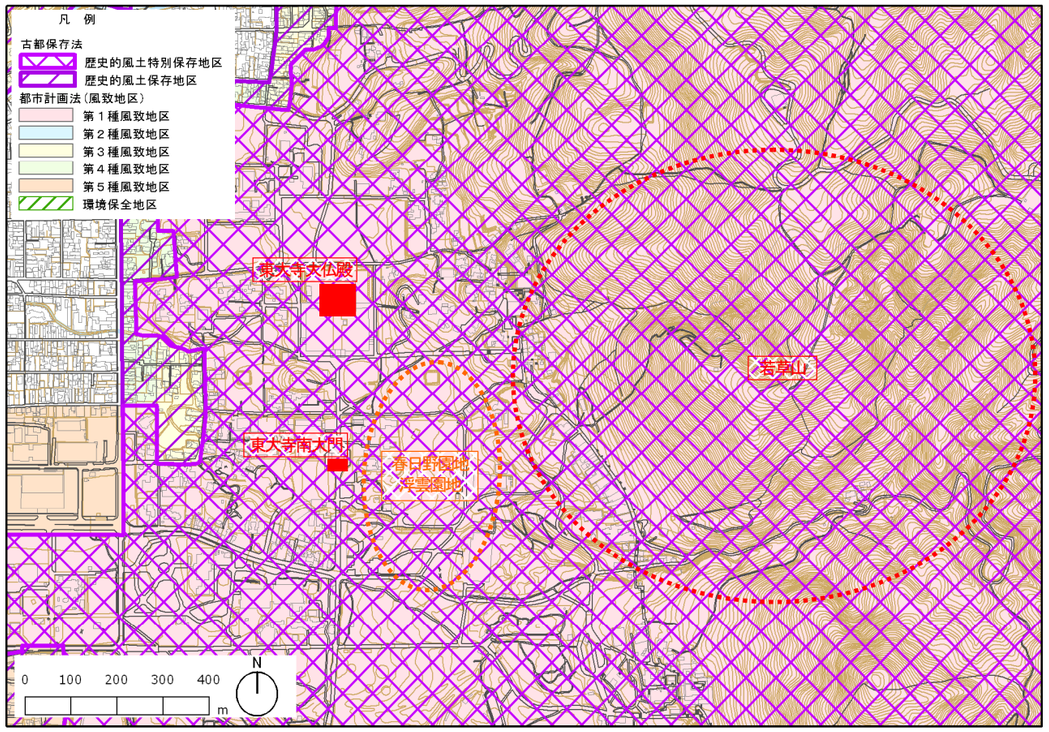
凡　例
古都保存法
歴史的風土特別保存地区
歴史的風土保存地区
都市計画法（風致地区）
第１種風致地区
第２種風致地区
第３種風致地区
第４種風致地区
第５種風致地区
環境保全地区
東大寺大仏殿
東大寺南大門
春日野園地
浮雲園地
若草山
0 100 200 300 400 m
N

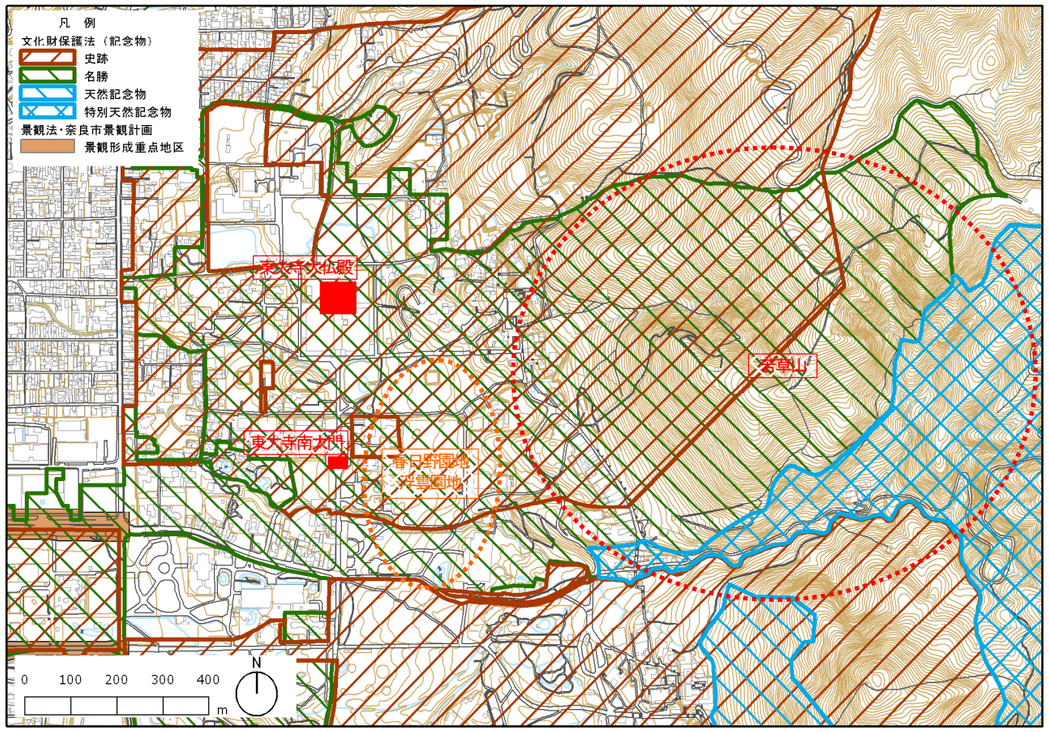
凡　例
文化財保護法（記念物）
史跡
名勝
天然記念物
特別天然記念物
景観法・奈良市景観計画
景観形成重点地区
東大寺大仏殿
東大寺南大門
春日野園地
浮雲園地
若草山
0 100 200 300 400 m
N

No.15　鷺池池畔から浮見堂への眺望

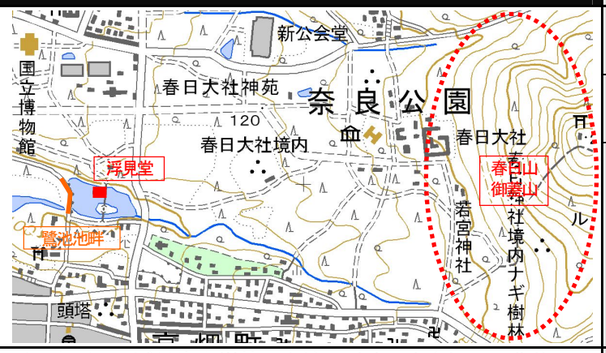

類型		Ⅱ：広がり型眺望景観
視点場		鷺池池畔
視対象		浮見堂
眺望空間	近景	鷺池、浮見堂
	中景	樹林、御蓋山
	遠景	春日山

目に見える景観の特性		近景の鷺池の水面の広がりのなかに視対象となる浮見堂が浮かび、水面には浮見堂や樹林、山並みが映し出される。背後には春日大社の社叢や春日山が広がり、自然豊かな景観を望むことができる。	守るための視点	鷺池や浮見堂、周囲の樹林は、名勝奈良公園、史跡春日大社境内、歴史的風土特別保存地区、第一種風致地区等として保存が図られているため、新たな保全施策は求められない。ただし、都市公園施設の整備等の際は、高さ・規模・形態・意匠などの配慮が求められる。 （施策の方向性）C－1
心で感じる景観の特性	歴史的背景	**鷺池**　鷺池は明治時代に貯水池として築造されたものである。 **浮見堂**　大正５年（1916）に檜皮葺きの六角形の堂である休息所として建てられ観光名所となった。平成３～６年（1991～1994）に修復された。琵琶湖の堅田の浮御堂に因んでいる。		
	民俗文化・生活文化 文学・芸術作品 説話・伝承	**浮見堂**　尾崎一雄の「馬酔木」のなかで、生活に行き詰まり、妻との不和に苦しむ一雄が逃げるように奈良へやってきて、浮見堂へ入るという場面がみられる。	整えるための視点	眺望景観を阻害しているものはみられないため、特段の再生施策は求められない。 （施策の方向性）―
	眺望景観の構成要素の関係	―		
情報としての景観の特性	名所案内記絵図等	―	活かすための視点	奈良公園内に位置しており、「名勝奈良公園保存管理・活用計画」においても位置づけられた眺望景観である。また、浮見堂ができて以降、観光化されたため、多くの人に知られている。しかし、視点場としての整備は十分でないため、歩行者の安全性の確保等と併せた視点場としての整備が求められる。 （施策の方向性）K－1
	インベントリー	**鷺池・浮見堂**　鷺池、浮見堂を含む奈良公園は、「日本の歴史公園100選」「日本の都市公園100選」に選定されている。		

法 的 位 置 付 け

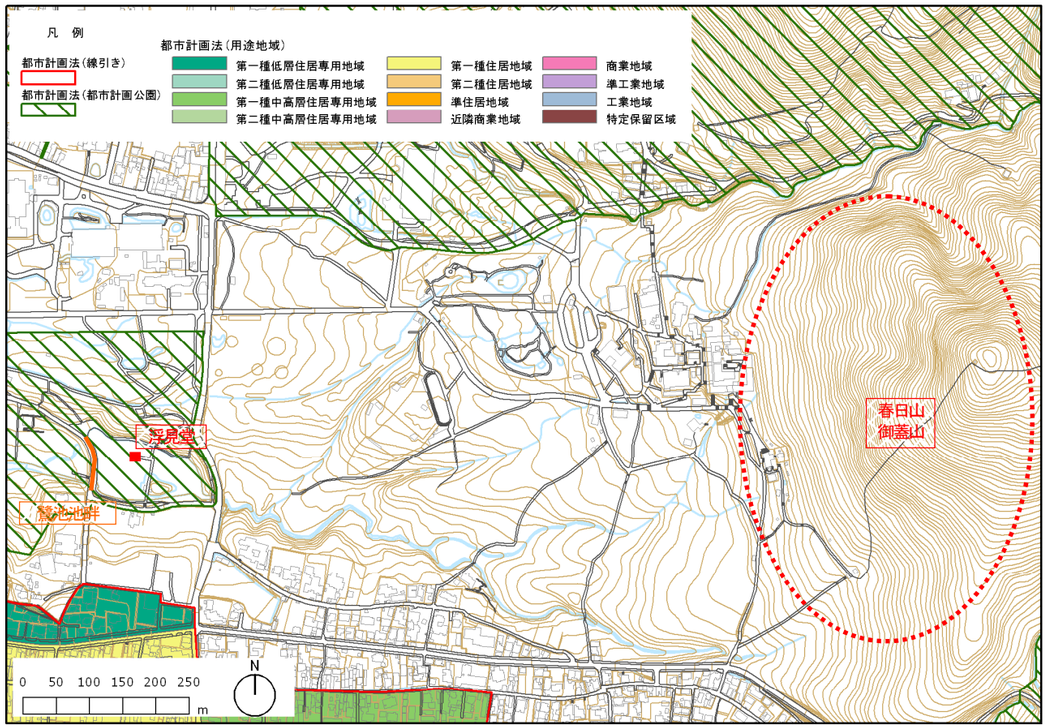
凡　例
都市計画法（線引き）
都市計画法（都市計画公園）
都市計画法（用途地域）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
特定保留区域
浮見堂
鷺池池畔
春日山
御蓋山
0 50 100 150 200 250
m
N

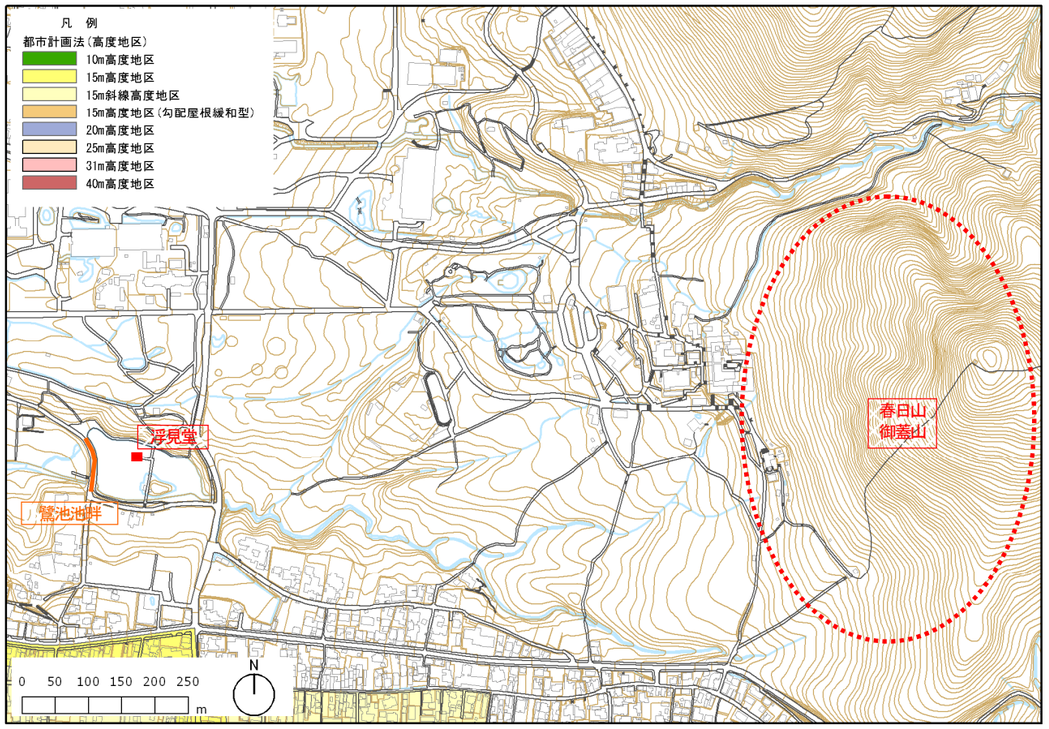
凡　例
都市計画法（高度地区）
10m高度地区
15m高度地区
15m斜線高度地区
15m高度地区（勾配屋根緩和型）
20m高度地区
25m高度地区
31m高度地区
40m高度地区
浮見堂
鷺池池畔
春日山
御蓋山
0 50 100 150 200 250
m
N

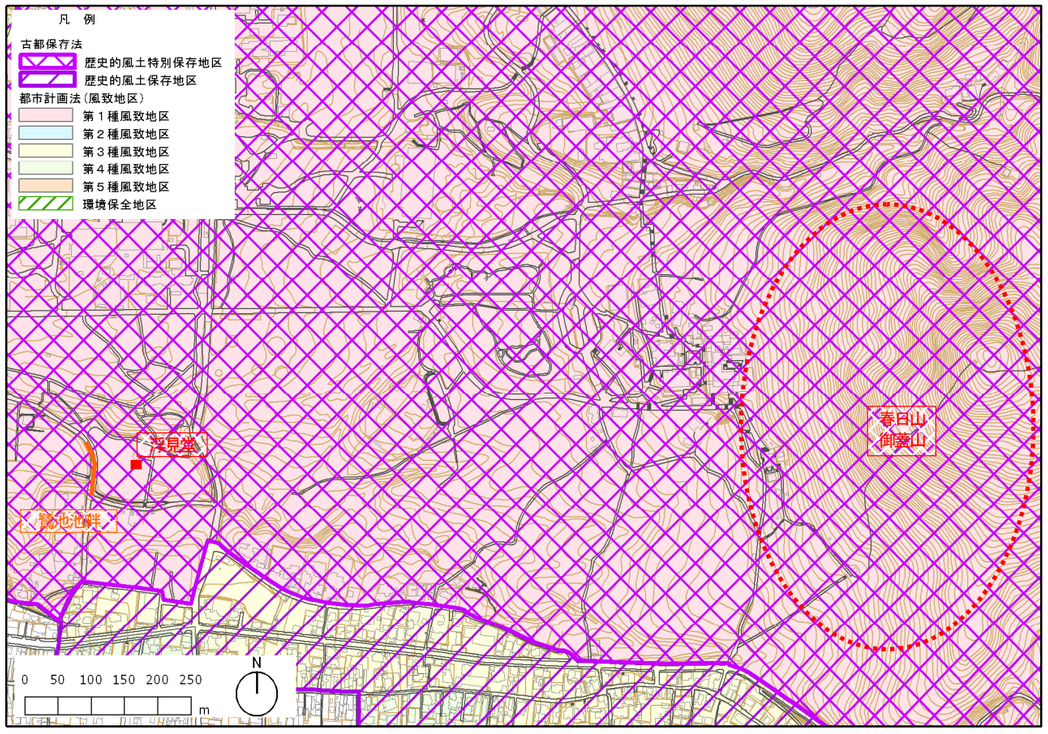
凡　例
古都保存法
歴史的風土特別保存地区
歴史的風土保存地区
都市計画法（風致地区）
第１種風致地区
第２種風致地区
第３種風致地区
第４種風致地区
第５種風致地区
環境保全地区
浮見堂
鷺池池畔
春日山
御蓋山
0 50 100 150 200 250
m
N

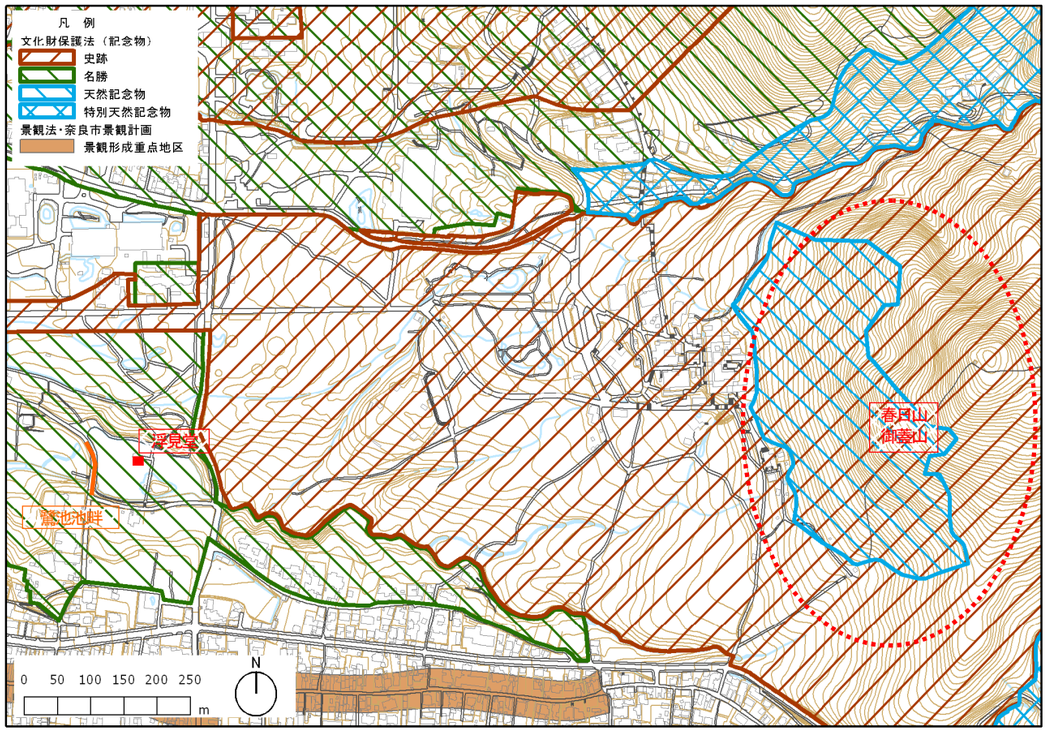
凡　例
文化財保護法（記念物）
史跡
名勝
天然記念物
特別天然記念物
景観法・奈良市景観計画
景観形成重点地区
浮見堂
鷺池池畔
春日山
御蓋山
0 50 100 150 200 250
m
N